



C O N T E N T S

あすの会 発足15年を迎えて …………… 01	被害者参加制度3年後見直し …………… 13~14
第13回 大会「死刑制度を考えよう」 …………… 02	会務報告 …………… 14
ご挨拶 …………… 02	大会決議・閉会の辞 …………… 15
被害者の声 …………… 03~07	参加者アンケートから …………… 16
死刑制度について …………… 07~10	活動報告 …………… 16~17
会場との討論 …………… 11~12	幹事会・関東・関西集会 報告 …………… 18
総括 …………… 12~13	15年記念誌発刊 ご協力のお願ひ …………… 19

あすの会 発足15年を迎えて

代表幹事 松村 恒夫

全国犯罪被害者の会（あすの会）は、今年15年目を迎えることになりました。理想からいえば、犯罪被害者がいなくなり、当会が消滅するのが最も相応しいのですが、そうはならず、犯罪被害者の先頭に起って活動してまいりました。

岡村勲弁護士を中心に2000年1月の発会以来、各種講演、全国50か所での署名活動等により、世間の人々に犯罪被害者の悲惨な状況を訴えてまいりました。更には、欧米先進国における犯罪被害者がどんな状態なのか、2度にわたるヨーロッパ調査を行いました。このような活動には、フォーラム及び支援者の方々の浄財を使わせて頂きました。また、日々の活動に関しましては、一般国民の方々、マスコミの各社、記者の方々にも応援して頂きました。ここに感謝申し上げます。

当会の活動は、設立趣意書にありますように、犯罪被害者の権利確立と被害回復制度の創設を目的にしております。犯罪被害者の権利確立につきましては、平成2年最高裁の「裁判は社会秩序維持のためのもので、犯罪被害者のためではない」という判決が、「犯罪被害者のためにもある」というように大きく変貌し、被害者参加制度の実現となりました。15年前には、法廷内に被害者が入れるなんて夢にも思えませんでした。3年後の見直しに際し、公判前整理手続きに参加させて頂きたいなどいくつかの要望事項はありますが、大きな前進だったと思います。

もう一つの被害回復制度ですが、犯給法の部分改訂など一部分での改善は図られましたが、当会の目標とはかなり乖離しております。当会は、平成24年に「犯罪被害者補償制度要綱案」(生活保障型)を顧問弁護団の先生方のご協力により発刊しました。そして、内閣府の「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな経済補償制度創設に関する検討会」にも提出して説明の上、その実現を働きかけましたが、残念ながら日の目を見ることができませんでした。官僚・学者の厚い壁に愕然といたしました。そのような時に、かねて説明に上がっておりました、自由民主党司法制度調査会から、犯罪被害者施策に特化したプロジェクトチーム（PT）で検討して頂けるとの連絡がありました。早速その検討会には6名の被害者が参加し、その窮状を訴えました。これを聞かれた議員の先生方は、これは政治の瑕疵であるとまで申されて、早期の改善をされることを口にされました。更に自由民主党だけでなく公明党からも同じような申し入れを頂き説明に上がりました。政権与党からこのような申し入れを頂くのは、またとない機会ですから精一杯頑張りたいと思っております。

最後に、昨年より、当会は死刑制度の存置につき運動しておりますが、加害者・被告人の人権に軸足を置いた死刑制度の廃止を訴える主張が、如何に犯罪被害者の人権・思いを無視した人間味のない、むなししいものであるかを、機会をとらえて訴えていく必要は変わりません。